

伊賀市立あやま保育所  
民営化事業者募集要領  
《再募集》

2024（令和6）年8月  
伊賀市健康福祉部保育幼稚園課

## 目次

1. 目的	1
2. 民営化の概要	1
3. 民営化の条件	2
4. 運営に関する条件	3~6
5. 参加資格要件	7
6. スケジュール	8
7. 応募に関する手続き	8~11
8. 審査方法	11
9. プロポーザル審査	11
10. 評価、採点	11~12
11. 失格となる提案者	12
12. 選定結果と公表	12
13. 協定の締結	12~13
14. 提出、問合せ先	13

## 1. 目的

伊賀市（以下「市」という。）では、人口減少、少子高齢化、財政縮小といった課題のなかで、行政が担うべきサービス等の質を維持するために、市が直接実施しているものについて、民間でできることは民間に委ねるものとし、市民サービスの向上を図ることが重要として行政改革を進めています。

この度、「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」並びに「伊賀市保育所(園)民営化計画」に基づき、児童数の減少や未満児保育ニーズの増加に対する課題の解決や、持続可能な保育サービスを提供するため、伊賀市立あやま保育所（以下「あやま保育所」という。）を民営化する事業者（以下「事業者」という。）を公募します。

## 2. 民営化の概要

伊賀市が運営するあやま保育所を民営化する。

### (1) あやま保育所の現状（所在地等）

施設の名称 あやま保育所  
所在地 伊賀市馬場 1090 番地の2  
定員 140 名

入所状況（令和6年4月現在 年度途中入所含む）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
5名	8名	12名	27名	25名	30名	107名

### (2) 建物構造等

①完成年月	1996（平成8）年7月
②敷地面積	6,574.59 m <sup>2</sup> （隣接駐車場敷地含む）
③建物面積	1,226.62 m <sup>2</sup> （延床面積）
④構造	鉄筋コンクリート 平屋建て

### (3) 民営化予定年月日

2026（令和8）年4月1日

民営化予定の日から事業が開始できるよう、児童福祉施設の設置について児童福祉法第35条第4項に規定する三重県知事の認可を得ること。なお、認可申請にあたり必要な経費の一切は、事業者の負担とする。

民営化の手続きは、適正な法人の選定後に実施する。ただし、伊賀市保育所条例の一部改正（あやま保育所の廃止）及び財産（建物）の譲渡について、伊賀市議会（以下「市議会」という。）の議決が得られない場合に、民営化予定事業者に選定したことを取り消し、又は民営化手続きを一時停止することがある。

### 3. 民営化の条件

#### (1) 土地に関する事項

市と土地使用貸借契約を締結し、市が所有する土地を10年間無償で使用することができる。また、特段の理由がない限り期間を延長するが、施設の老朽化や社会情勢の変化、保育運営に不安がある場合等により契約内容を変更する場合がある。

#### (2) 建物に関する事項

建物その他工作物（以下「建物等」という。）については、市と市有財産譲渡契約を締結し、無償で譲渡する。

建物等については、民営化の日の現状をもって事業者を引き渡すものとし、民営化後に発見された隠れた瑕疵については、市は一切の責任を有しない。

民営化後の建物等については、事業者が所有権登記後、速やかに事業者の基本財産に編入すること。なお、登記に係る経費の一切は、事業者の負担とする。

あやま保育所は、指定避難所であるため、災害対応に積極的な協力を行うこと。

#### (3) 保育所の備品

一部のリース備品等を除き、無償譲渡を基本とする。

#### (4) 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することがある。

ア 民営化までの期間内に児童福祉法第35条第4項に規定する児童福祉施設の設置の認可が受けられないとき

イ 運営に関する条件並びに事業計画書に記載した提案内容と著しくかけ離れた運営を行っているときと市が判断したとき

ウ その他、民営化に係る契約、協定書及び覚書を継続し難い重大な背信行為があったときと市が判断したとき

#### (5) 保育所整備・修繕に係る補助

民営化後、大規模改修や増改築等の必要な施設整備、老朽化した施設の修繕にあたっては、国庫補助金（就学前教育・保育施設整備交付金・保育対策総合支援事業費補助金）を活用する等、市の予算の範囲内で補助する。ただし、国の制度変更や、本市施策の変更などにより補助金制度が変更になる場合がある。

#### (6) 認定こども園への移行

認定こども園への移行については、民営化時での移行や開所後の移行も含め、市は積極的に検討する。

## 4. 運営に関する条件

## (1) 運営

事業者自らが当該民営化する保育所（幼保連携型認定こども園を含む。）を管理運営すること。

## (2) 保育所の名称

民営化後の保育所の名称については、他の保育施設と混同する恐れがないものとし、保護者・地元住民等関係者の意向を最大限尊重すること。

## (3) 定員及び受入年齢

民営化後の保育所の定員は、下記の定員数、2023（令和5）年から2025（同7）年度の入所児童数及び今後の児童数見込をもとに、市と協議のうえ定員数を決定する。3歳未満児の受入れの充実に配慮すること。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
10人	18人	25人	29人	29人	29人	140人

## (4) 保育事業の継承等

保育内容は、次に定める内容を下回らないこと。

- ・「伊賀市保育計画」に基づいた保育を行うこと。また、民営化前のあやま保育所の保育内容等を尊重し、保護者等の意見を取り入れ、過度に変わることはないように配慮すること。
- ・特別な支援を要する児童に対する適切な保育を実施し、当該児童の福祉増進を図ること。民営化前の保育所に入所している特別な支援を要する児童全てを受け入れること。（受入れに係る加配保育士の人件費の一部は、市の予算の範囲内で交付することを予定している。）
- ・保護者の産後期間終了後に退所を求めること（いわゆる育休退園）を行わないよう、3歳未満児の受入れを充実させること。

## 現在実施している主な保育内容

休園日	日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで
開園時間	午前7時30分から 午後6時00分まで
特別保育	延長保育（午後6時00分から 午後7時00分まで） 一時預かり保育

(5) 保育事業、地域子ども・子育て支援事業の拡充

延長保育、休日保育、一時預かり事業、家庭支援推進保育に積極的に取り組むこと。  
市から地域子育て相談機関の設置要請があった場合は、これを受託すること。

民間法人ならではのアイデアや特色をもって、保育環境・水準の向上に積極的に取り組むこと。

(6) 職員配置・確保

児童や保護者の不安を解消し、保育の円滑な引継ぎを行うため、次のとおり職員配置を行うこと。厚生労働省が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、三重県が定める「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び公定価格基本部分の職員配置基準を満たすこと。

①施設長	社会福祉事業に従事した経験を2年以上有すること。 児童福祉事業に関する知識を有し、施設を適切に運営できること。 専任であること。
②主任保育士	保育所又は認定こども園（以下、「保育所等」という。）において、10年以上の保育経験を有する常勤職員であること。
③保育士（施設長、主任保育士除く）	保育所等において5年以上の保育経験を有する者を複数配置すること。保育士のうち半数以上は、保育所等において3年以上の保育経験を有すること。
④看護師	看護師の配置に努めること。
⑤調理員	定員に応じた必要な調理員（調理委託業者も可）を配置すること。
⑥その他 保育士確保	民営化前の2025（令和7）年度において、民営化後に配置予定の保育士等は、あやま保育所において保育業務の引継ぎ及び共同保育（以下「引継ぎ及び共同保育」という。）を行うこと。民営化後の2026（令和8）年度において、市の保育士等の派遣の受入に応じること。 市は保育士の確保に当たって、民営化前にあやま保育所に勤務していた会計年度任用職員（「非常勤職員」をいう。以下同じ。）の雇用斡旋等の支援を行う。また、市の正規職員及び他の公立保育所（園）に勤務する会計年度任用職員のうち、本人が事業者での雇用を希望する場合等を含めて、積極的な採用に努め、勤務条件・処遇等については配慮を求める。

※経験年数は、2026（令和8）年4月1日を基準日とする。

※職員配置人数については、0歳児3人につき1人以上、1歳児6人につき1人以上、2歳児6人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4・5歳児25人につき1人以上保育士を配置すること。

(7) 三者協議会

事業者は、円滑な引継ぎ及び保護者との信頼関係構築のため、事業者、保護者、市で構成する三者協議会を設置し、民営化に伴う調整事項について合意形成を図ること。また、当該協議会で出された意見・要望については、真摯に受け止め、柔軟な対応に努めるとともに、実現の可否に関わらずその対応について誠意をもって対応すること。

(8) 地域との交流等

地域との交流を図り、良好な関係作りに努め、地域に根差した運営を行うこと。また、地域の子育て家庭への支援に取り組むよう努めること。

(9) 小中学校との連携

阿山小学校及び阿山中学校との交流を積極的に行い、連携強化を図ること。

(10) 公的機関との連携・交流

伊賀市立ともだ保育所及びたまたき保育所との保育交流を継続して行うこと。保育交流は年長児のみならず、3歳以上の年少児、年中児の各クラスで実施すること。

市こども家庭支援課等の公的機関との交流を積極的に行い、連携強化を図ること。

(11) 給食

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条に基づき、自園調理にて実施し、アレルギー食に対応すること。

積極的に食育を推進することとし、宗教食等の多様性に配慮した対応に努めること。

給食設備をはじめ、施設の衛生管理を徹底すること。

(12) 職員の資質向上

職員の資質向上及び保育の質の向上のため、必要な研修を行うこと。また、市が行う研修や保育の向上を目的とした事業に積極的に参加すること。

(13) 保護者負担金

保育料以外の保護者負担については、保護者の負担軽減に留意するとともに、事前に保護者に十分な説明を行うこと。なお、3歳以上児の副食費については、公定価格の単価等を定めたこども家庭庁告示（副食費徴収免除加算の額）を基準に市が事業者に直接給付する。

(14) 保育用品

保育所入所児童に対し、必要以上に保護者の負担を増大させないこと。

保護者会組織が同意した場合を除き、民営化後一定期間は指定の制服、鞆、靴、教材等を導入しないこと。

(15) 要望及び苦情への対応

保護者とのコミュニケーションを図り、要望等について誠意を持って対応すること。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 14 条の 3 に基づき、苦情への対応のための必要な措置を講ずること。

(16) 保育業務の引継ぎ

引継ぎ及び共同保育を行うこと。引継ぎ及び共同保育の期間は、民営化の前後 3 か月（計 6 か月）程度を予定するが、詳細は三者協議会で決定する。

引継ぎ及び共同保育においては、事業者は民営化後の保育所に勤務予定の職員（施設長、保育士、調理員等）を派遣するものとし、市は当該派遣に係る費用の一部を市の予算の範囲内で交付する。

民営化の日以後においても、引継ぎ及び共同保育のため、民営化前の保育所に勤務していた市の保育士等の派遣を受け入れること。

引継ぎ及び共同保育は、在園児及びその保護者の不安の解消・軽減を図るために極めて重要なものであるから、誠意を持ってこれにあたること。

また、事業者の申し出により、在園児及びその保護者の不安の解消・軽減を図ること並びに事業者における保育士の雇用の問題及び、経験豊かな保育士のバランスよい配置を支援し、保育の質の低下を防ぐことを目的に、市の保育士等の長期派遣を要請することができる。

(17) その他

事業者は、保育中の事故に備えるために、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。

使用済み紙おむつについては、市が直接保育所に収集運搬処分を行うことから、保護者に持ち帰りをさせないこと。

保育所の運営状況や、事業者の経営状況等の積極的な情報開示に努めること。

民営化の際の条件等が民営化後に遵守されているかを確認するために、必要に応じて市職員による巡回確認を受入れること。

民営化後 3 年目に第三者評価を受審し、結果を公表すること。

## 5. 参加資格要件

次のすべての条件を満たす法人及びその代表者であること。

- (1) 法令、条例・規則等を遵守し、自ら安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる社会福祉法人又は学校法人で、2024（令和6）年4月1日時点で、本部、支所等を、事故など緊急に対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所（概ね2時間程度）に有する法人であること。（応募時点での認可保育所又は認定こども園（幼稚園型を除く）を設置・運営実績は問わないが、プロポーザル審査において、これまでの経験・実績を評価する項目がある。）
- (2) 保育・教育事業に熱意と理解を持ち、市の保育・教育行政において積極的に協力できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することができない者に該当していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が不健全ではないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続開始申立てをしていないこと、及び、第三者によって申立てを受けていないこと。
- (7) 市、三重県並びに施設を設置する市区町村及び府県で指名停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 直近の3年間において国税及び地方税を滞納していないこと。

## 6. スケジュール

スケジュールについては、下記のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。

公告・募集要領の配布	2024（令和6）年8月1日（木）～9月20日（金）
施設見学会参加 申込期間	2024（令和6）年8月1日（木）～8月22日（木）
施設見学会	2024（令和6）年8月25日（日）
参加申込書類の 提出期間	2024（令和6）年8月1日（木）～9月20日（金）
質問書の受付期間	2024（令和6）年8月1日（木）～11月7日（木）
参加資格審査結果通知	2024（令和6）年10月10日（木）
質疑最終回答日	2024（令和6）年11月14日（木）
事業計画書類の 提出期間	2024（令和6）年10月11日（金）～11月22日（金）
プロポーザル審査	2025（令和7）年1月22日（水）
選定結果通知	2025（令和7）年1月31日（金）
民営化にかかる 協定の締結	2025（令和7）年 4月
民営化	2026（令和8）年 4月 1日（水）

## 7. 応募に関する手続き

提出先及び問合せ先については14を参照してください。

## (1) 関係書類等

- ・配布期間 2024（令和6）年8月 1日（木）から  
2024（令和6）年9月20日（金）まで
- ・入手方法 伊賀市ホームページからダウンロード  
(TOP - 子育て特設サイト - 保育所（園）・幼稚園・認定こども園  
- あやま保育所の民営化にかかる事業者の募集について)  
(URL: <https://www.city.iga.lg.jp/igakids/0000012187.html>)



二次元コードからサイトページへ

(2) 施設見学会

- 申込期間 2024(令和6)年8月 1日(木) 午前8時30分から  
2024(令和6)年8月22日(木) 午後5時15分まで
- 申込方法 施設見学会参加申込書(様式6)を使用して、健康福祉部保育幼稚園課まで電子メール又はFAXで提出すること。  
なお、送信した旨を電話で必ず連絡すること。
- 開催日時 2024(令和6)年8月25日(日) 午後2時から
- 開催場所 あやま保育所

(3) 参加申込書類

- 提出期間 2024(令和6)年8月 1日(木) 午前8時30分から  
2024(令和6)年9月20日(金) 午後5時15分まで  
(土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)
- 提出方法 直接持参
- 提出先 健康福祉部保育幼稚園課
- 提出書類 次に掲げる書類2部(原本1部、写し1部)を、次に定める順番にA4版、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付けて提出してください。A3版となる場合はZ折りにし、A3版1ページで2ページと換算してください。
  - ① 伊賀市立あやま保育所民営化事業者募集参加申込書兼誓約書(様式1)
  - ② 法人が運営する認可保育所一覧表(様式2)
  - ③ 法人役員等名簿(様式3)
  - ④ 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - ⑤ 法人の登記簿謄本または登記事項証明書
  - ⑥ 法人の印鑑証明書
  - ⑦ 法人の直近3年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市町村民税の滞納がないことの証明書
  - ⑧ 法人の直近3年分の財務諸表の写し
  - ⑨ 預金残高証明書
  - ⑩ 直近2回分の法人に対する所管庁の監査結果通知書
  - ⑪ 現在運営する保育所等の概要(運営している場合のみ)
- 注意事項 資料の提出に当たっては、別紙「伊賀市立あやま保育所民営化事業者募集 様式集」を必ず確認すること。

(4) 参加資格審査

提出書類により参加資格審査を行う。結果については、すべての申請者に対して文書をもって通知する。なお、通知内容について不服がある場合は文書到達後1週間以内に文書にて行うこと。

(5) 質問書の受付及び回答

- ・受付期間 2024(令和6)年 8月 1日(木) 午前8時30分から  
2024(令和6)年11月 7日(木) 午後5時15分まで
- ・受付方法 質問票(様式7)を使用して、健康福祉部保育幼稚園課まで電子メール又はFAXで提出すること。  
なお、送信した旨を電話で必ず連絡すること。
- ・回答方法 市ホームページに順次掲載を行う。  
最終は2024(令和6)年11月14日(木)までに回答予定  
※電話、口頭等による質問は受け付けない。  
※質問受付期間終了後は、質問は受け付けない。

(6) 事業計画書

- ・提出期間 2024(令和6)年10月11日(金)から  
2024(令和6)年11月22日(金)まで  
(土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)
- ・提出方法 直接持参
- ・提出先 健康福祉部保育幼稚園課
- ・提出書類 次に掲げる書類を、次に定める順番にA4版、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付けて提出してください。  
A3版となる場合はZ折りにし、A3版1ページで2ページと換算してください。  
事業計画書は、合計20ページ以内となるようにしてください。
  - ① 事業計画書(様式4) 15部(原本1部、写し14部)
  - ② 施設長予定者の履歴書(様式5) 2部(原本1部、写し1部)
  - ③ 資金収支予算書、資金収支予算内訳書(保育事業の2024(令和6)年度から2028(令和10)年度分) 2部(原本1部、写し1部)

(7) 留意事項

- ① 応募における注意事項
  - ・提出された書類の内容を変更することはできない。(軽微な修正を除く。)
  - ・提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。

- ・参加申込受付後に辞退される場合は、「辞退届（様式8）」を提出すること。
- ・市が必要であると判断した場合は、提出内容について個別に聴き取りを行う場合がある。

② 無効となる参加申込書又は事業計画書等

参加申込書又は事業計画書等が以下に該当する場合は無効となることがある。

- ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・本要領（参加資格要件等）に適合しないもの
- ・指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの
- ・事業計画書の記載内容において参加申込者名等が容易に推測できるもの

③ 応募の費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

## 8. 審査方法

伊賀市立あやま保育所民営化事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出された参加申込書類、事業計画書類及びプロポーザル審査により、評価、採点を行う。

## 9. プロポーザル審査

- ・実施日時 2025（令和7）年1月22日（水） ※予定
- ・実施場所 詳細は審査対象者に直接通知します。
- ・実施時間 40分程度（説明20分、質疑20分）
- ・実施方法 応募受付順により事業計画書の説明及び質疑を行う。  
口頭による説明を基本とするが、PC、プロジェクター、スクリーン等の利用がある場合は事前に申し出ること。

※説明を欠席した場合は、審査及び選定から除外する。

## 10. 評価、採点

### （1）評価、採点

選定委員会において、事業計画書及びプレゼンテーション（質疑を含む）を基に評価、採点を行い、最高得点を得た事業者を特定する。

評価、採点における基準は、次の評価項目に基づくものとし、配点等の詳細は、選定

委員会で定めるものとする。なお、採点の総合計に対し100分の60に満たない結果となった場合は、失格とする。

(2) 評価項目

- ① 基本的事項（経験・保育所運営・職員配置）
- ② 経理状況（法人の財務状況・資金収支予算計画・法人の監査状況）
- ③ 運営理念（運営方針・保育目標、計画）
- ④ 職員配置（職員採用計画・処遇改善・人材確保、育成・職員研修）
- ⑤ 特別保育（特別支援保育・その他特別な保育）
- ⑥ 保育内容（保育の質の確保・地域活動事業・給食・保護者との連絡、連携・保護者支援・地域や各種機関との連携・地域の子育て支援・危機管理・虐待防止・個人情報情報の保護等）
- ⑦ 苦情解決（苦情解決・第三者評価）
- ⑧ 業務の引継ぎ
- ⑨ その他提案

1 1. 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は、失格となることがある。

- ・本要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ・本プロポーザル時に選定委員会の許可なく追加資料等を提出した場合
- ・その他選定委員会が不適格と認めた場合

1 2. 選定結果と公表

市長は、選定委員会の審査結果を受けて、最高得点者を民営化予定事業者を選定し、参加申込者全員に対し選定結果の通知を行う。ただし、最高得点者に事故等があり譲渡が不可能となった場合は、次点者（選定委員会において選定基準を満たす評価を受けた者に限る。）を民営化予定事業者とする。

また、選定結果は、選定した事業者の名称、所在地及び審査結果一覧表（提出者名は除く。）について、市ホームページへの掲示その他の方法により公表するものとする。

1 3. 協定の締結

市長は、市議会において、伊賀市保育所条例改正案（あやま保育所の廃止）、財産（建物）の無償譲渡が議決された場合に事業者と移管にかかる協定を締結するものとする。

すなわち、民営化予定保育所の運営移管及び譲渡にあたっては、伊賀市保育所条例の

改正等の議決が必要となり、民営化に関する予算の執行にあたっては、毎年度の予算の議決が必要となる。仮に、条例改正の議決が得られない場合は、民営化予定事業者に選定したことを取り消す、又は民営化手続きを一時停止することや、予算が議決されなかった場合は補助金の不交付決定を行うことがある。

#### 14. 提出、問合せ先

伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市役所本庁舎 2階 5番窓口

伊賀市健康福祉部保育幼稚園課総務係

TEL : 0595-22-9658 FAX : 0595-22-9646

e-mail : hoyou@city.iga.lg.jp

※土、日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで